

平成 2 5 年度 安城市市民活動補助金（試行）

対象事業の追加募集について

1 概要

安城市は、市民協働のまちづくりや地域が抱える諸課題の解決につながるような、幅広い分野の市民活動を支援するため、公募型補助制度を創設します。

2 対象団体

○安城市民活動センター登録団体

※現在未登録であっても、申込期間中に登録完了すれば対象となります。なお、登録には条件及び所定の審査がありますので、6月16日（日）までに安城市民活動センター（安城市民交流センター内）に申請してください。

3 補助対象事業

○市民提案型事業

申請団体が自由なテーマで提案した市民協働によるまちづくりの推進または様々な課題の解決に資する事業。

ただし、当該事業は、安城市内において申請団体が主体的に実施して、公益性を有し、平成 2 6 年 3 月末までに完了すること。

4 補助条件

補助金の交付は、1 申請団体につき 1 年度 1 事業までとします。

なお、平成 2 5 年度において、類似する補助金等の交付を受ける事業は除きます。

5 補助対象経費

- （1）報酬費（講師・専門家への謝礼）、旅費（宿泊費・交通費）、需要費（消耗品費・印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、保険料、翻訳料等）、使用料及び賃借料（会場使用料、機械器具の借上料等）、備品購入費（購入価格がおおむね 3 万円を超え、耐用年数が 2 年以上の備品の購入費 ※補助対象事業に不可欠とされるものに限る。）

- (2) 無償労力提供額 無償で労力を提供したボランティアスタッフの延べ提供時間数に、1時間あたり500円を掛けた金額を補助対象経費に加算できるものとします。ただし、その額は(1)の経費の3分の1以内とします。

「無償労力提供額」について

＝ボランティアスタッフ全員の延べ労力提供時間×500円／時間

- * 申請団体から給与等が支払われている事務局員の労力は、提供額に加えることはできません。
- * 労力の見積もりに当たっては、必要な労力を適正に見積もってください。
- * ボランティアスタッフに必ず協力の確約を受けるようにしてください。
- * 実績報告の際に、従事時間が記載され、ボランティアスタッフが署名した確認書を提出してください。

6 補助金の額

○市民提案型事業 補助対象経費の2分の1以内、上限15万円

※算定した額に千円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てます。

7 申込期間 平成25年6月3日(月)～6月28日(金)

8 応募方法

(1) 提出書類

・申請書 ・収支予算書 ・市民活動センター登録団体証の写し

※申請書は、市公式ウェブサイト及び市民協働課・市民交流センターで配布

(2) 提出方法 ※直接持参または郵送で受け付けます。

・直接持参の場合 安城市役所市民協働課(本庁舎3階)

(午前8時30分から午後5時15分まで((土)(日)(祝)を除く))

・郵送の場合 〒446-8501 安城市桜町18番23号 市民協働課宛(最終日必着)

補助金交付までの流れ

①事業の申請（補助金交付申請）
平成 25 年 6 月 3 日～6 月 28 日



②一次審査（書類審査）
平成 25 年 7 月上旬



③二次審査（公開プレゼンテーション）
平成 25 年 7 月 20 日



④最終結果通知
平成 25 年 7 月末



⑤補助金の交付（前払い）



⑥事業の実施
平成 25 年 8 月～26 年 3 月



⑦わくわく交流会での発表
平成 26 年 2 月頃



⑧事業の報告
事業終了後 30 日以内又は
平成 26 年 3 月末まで



⑨補助金の交付（後払い）

条件を確認し、以下の書類を提出してください。

1 申請書 2 収支予算書 3 市民活動センター登録
団体証の写し

書類による一次審査を行い、全申請団体に結果を送付します。

一次審査通過事業は、プレゼンテーションによる二次審査に進みます。応募した事業について、7 分間で PR をしてください。
※一次審査の結果によって変更になる場合があります。

審査結果をすべての二次審査参加団体に送付します。

申請に基づき、必要と認めた場合は、補助金の一部を交付します。

事業を実施してください。

内容が大きく変わった場合や事業を中止する場合は、計画変更等の手続きが必要です。

わくわく交流会に参加した市民や他の市民活動団体の方に業の実績又は経過を報告してください。

事業終了後に以下の書類を提出してください。

1 実績報告書 2 収支決算書 3 補助金等交付請求書
4 支出内容の分かる領収書等のコピー

実績報告に基づき、補助金を交付します。

事業の審査について

●審査方法

一次審査（書類審査）と二次審査（公開プレゼンテーション審査）により、事業を選定します。二次審査に参加できない場合は、審査の対象外です。

●一次審査

一次審査では、審査書類の要綱への適合性を審査します。

●二次審査

日時：平成25年7月20日（土）午前10時00分から

場所：安城市民交流センター2階 多目的ホール

審査項目：二次審査では、以下の項目について採点します。

- ①公共性・公益性
- ②主体性・積極性
- ③実現性・計画性
- ④独創性・発展性
- ⑤啓発性・PR性

- ・補助金交付事業は、二次審査の合計得点により順位をつけ、予算の範囲内で上位の事業から選定する。

<申込み・問い合わせ先>

安城市役所市民協働課市民協働係

〒446-8501 安城市桜町18番23号

TEL 0566-71-2218

FAX 0566-72-3741

電子メール kyodo@city.anjo.lg.jp